

県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県情報公開審査会規則及び沖縄県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則（総務私学課） 1
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（人事課） 2
- 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課） 2
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課） 3
- 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課） 4
- 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課） 7

告 示

- 沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金の承認（科学技術振興課） 8
- 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示（障害福祉課） 10
- 家畜の予防検査の実施（畜産課） 11
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課） 13
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 14
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金の承認（文化振興課） 15
- 事業の認定（用地課） 18
- 兼用工作物の管理協定の締結・4件（河川課） 20

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（管財課） 21
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（管財課） 22
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 24
- 開発行為に関する工事の完了・10件（南部土木事務所） 25
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（会計課） 27
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（会計課） 28

規 則

沖縄県情報公開審査会規則及び沖縄県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第7号

沖縄県情報公開審査会規則及び沖縄県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則 (沖縄県情報公開審査会規則の一部改正)

第1条 沖縄県情報公開審査会規則（平成13年沖縄県規則第99号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「事件」の次に「の手續」を加える。

第6条中「求め、又は条例第27条第2項の規定に基づき閲覧をさせようとする」を「求めようとする」に改める。

(沖縄県個人情報保護審査会規則の一部改正)

第2条 沖縄県個人情報保護審査会規則（平成17年沖縄県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「事件」の次に「の手續」を加える。

第7条中「求め、又は条例第57条第2項の規定により閲覧させようとする」を「求めようとする」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第8号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
沖縄県議会の議長	沖縄県議会の議長が任命する職員
沖縄県選挙管理委員会	沖縄県選挙管理委員会が任命する職員
沖縄県代表監査委員	沖縄県代表監査委員が任命する職員
沖縄県人事委員会	沖縄県人事委員会が任命する職員
沖縄県公営企業管理者	沖縄県公営企業管理者が任命する職員
沖縄県病院事業管理者	沖縄県病院事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第9号

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

(27) 1, 4-ジオキサン

別表第8中「カドミウム0.1ミリグラム」を「カドミウム0.03ミリグラム」に、「0.3ミリグラム」を「0.

1ミリグラム」に、

1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム
---------------	------------------

を

「

1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
---------------	----------------

」に、

「

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
-------------------------------	--

」を

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム

に改める。

別表第10中 「

1, 1-ジクロロエチレン	0.02
---------------	------

」 を 「

1, 1-ジクロロエチレン	0.1
---------------	-----

」 に改

め、同表備考中「第5条第3項第4号」を「第6条第3項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第10号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6号様式(9)を次のように改める。

第6号様式(9)（第9条関係）

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

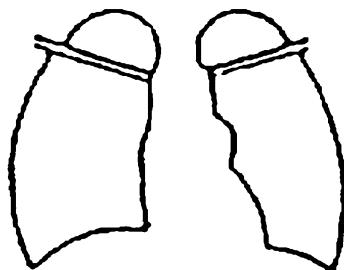
1 身体計測
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部X線写真所見 (年 月 日)

- ア 胸 膜 癒 着 (無 ・ 軽度 ・ 中等度 ・ 高度)
- イ 気 腫 化 (無 ・ 軽度 ・ 中等度 ・ 高度)
- ウ 線 維 化 (無 ・ 軽度 ・ 中等度 ・ 高度)
- エ 不 透 明 肺 (無 ・ 軽度 ・ 中等度 ・ 高度)
- オ 胸 郭 変 形 (無 ・ 軽度 ・ 中等度 ・ 高度)
- カ 心 ・ 縦隔の変形 (無 ・ 軽度 ・ 中等度 ・ 高度)



4 換気の機能 (年 月 日)

ア 予測肺活量 □ . □ □ L (実測肺活量 □ . □ □ L)
 イ 1 秒 量 □ . □ □ L (実測肺活量 □ . □ □ L)
 ウ 予測肺活量 1 秒率 □ □ . □ % (= $\frac{イ}{ア} \times 100$)

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性 0.045×身長 (cm) -0.023×年齢 (歳) -2.258

女性 0.032×身長 (cm) -0.018×年齢 (歳) -1.178

(予測式の適応年齢は、男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス (年 月 日)

ア O₂ 分圧 : □ □ □ . □ Torr

イ CO₂分圧 : □ □ □ . □ Torr

ウ pH : □ . □ □

エ 採血から分析までに時間を要した場合 □ □ 時間 □ □ 分

オ 耳朶血を用いた場合 : []

6 その他の臨床所見

第6号様式(4)中

合 計 点 数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロン ビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

を

合 計 点 数	点	点
(○で囲む)	5~6点 ・ 7~9点 ・ 10点以上	5~6点 ・ 7~9点 ・ 10点以上
肝性脳症又は腹水の項目 を含む3項目以上における 2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第11号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第 1 条 理容師法施行細則 (平成10年沖縄県規則第43号) の一部を次のように改正する。

第1号様式中

その他の従業員の氏名			を に改
その他の従業員の氏名			
重複開設の場合	美容所の名称（既設の場合）		
	美容所開設予定年月日（開設予定の場合）		

める。

第2号様式中

上記のとおり診断する。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> 医 師 住 所 名 印 </div>	を
上記のとおり診断する。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: 0 auto;"> 病院又は診療所の所在地 病院又は診療所の名称 医 師 氏 名 印 </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">（記名押印又は署名）</p>	に改

める。

第3号様式中

変 更 事 項		を
変 更 事 項		に、
変 更 前		
変 更 後		
変 更 理 由		を
変 更 理 由		に改
重複開設（該当するものを○で囲う。）	該当する / 該当しない	

める。

第4号様式、第6号様式及び第7号様式中

所在地		を
-----	--	---

	所 在 地	
重複開設（該当するものを○で囲う。）		該当する / 該当しない

に改

める。

第8号様式中

「3 廃止の理由

」を

「3 廃止の理由

」に改

4 重複開設 該当する / 該当しない

める。

第9号様式中

採光及び照明	適（ ルックス）
--------	-------------------------------

を

採光及び照明	適（ ルックス）
重複開設（該当するものを○で囲う。）	該当する / 該当しない

に改

める。

（美容師法施行細則の一部改正）

第2条 美容師法施行細則（平成10年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

その他の従業員の氏名	
------------	--

を

その他の従業員の氏名		
重複開設の場合	理容所の名称（既設の場合）	
	理容所開設予定年月日（開設予定の場合）	

に改

める。

第2号様式中

上記のとおり診断する。	
年 月 日	
医 師 住 所 氏 名	印

を

上記のとおり診断する。	
年 月 日	
病院又は診療所の所在地 病院又は診療所の名称 医 師 氏 名	印

に改

(記名押印又は署名)

める。

第3号様式中

「 変 更 事 項 _____ 」 を

「 変 更 事 項 _____
変 更 前 _____ に、
変 更 後 _____ 」

「 変 更 理 由 _____ 」 を

「 変 更 理 由 _____
重複開設（該当するものを○で囲う。） _____ 該当する / 該当しない _____ に改

める。

第4号様式、第6号様式及び第7号様式中

「 _____ 所 在 地 _____ 」 を

「 _____ 所 在 地 _____
重複開設（該当するものを○で囲う。） _____ 該当する / 該当しない _____ に改

める。

第8号様式中

「 3 廃止の理由 _____ 」 を

「 3 廃止の理由 _____ に改

4 重複開設 該当する / 該当しない _____ 」

める。

第9号様式中

「 採光及び照明 _____ 適（ _____ ルックス） _____ 」 を

「 採光及び照明 _____ 適（ _____ ルックス） _____
重複開設（該当するものを○で囲う。） _____ 該当する / 該当しない _____ に改

める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第12号

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表の2中「1,020円」を「330円」に、「880円」を「170円」に、「1,850円」を「1,240円」に、「1,220円」を「570円」に、

「	純水・超純水製造装置	同	660円	」を
「	純水・超純水製造装置	同	290円	」に、「2,800円」を「170円」に、
「	オートクレーブ	同	240円	」を
「	オートクレーブ	同	240円	」に、
	アミノ酸分析装置	同	840円	
	蛍光顕微鏡	同	700円	
	分取高速液体クロマトグラフ	同	630円	
	キャピラリー電気泳動装置	同	590円	
	水分活性測定装置	同	260円	
	リアルタイムPCR	同	240円	
	レオメーター	同	220円	」に、
「	冷却水循環装置	同	50円	」を
「	冷却水循環装置	同	50円	」に改める。
	液体充填機	同	360円	
	X線異物検出機	同	320円	
	低温乾燥機	同	270円	
	データロガー	同	190円	
	電解水生成装置	同	20円	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第167号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金を承認した。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄ライフサイエンス研究センター
 2 指定管理者 沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体 代表者 バイオ・サイト・キャピタル株式会社 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号、公益財団法人沖縄科学技術振興センター うるま市字州崎5番地1
 3 利用料金の適用年月日 平成28年4月1日

4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
研究室	1平方メートル1月につき	2,360円
駐車場	1台1月につき	3,080円
会議室	1室1時間につき	220円
リフレッシュルーム	1室1時間につき	820円
シャワー室	1回につき	100円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
会議室等	テレビ会議システム	1式1時間につき	2,100円
	プロジェクター(大)	同	370円
	プロジェクター(小)	同	190円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研究用機器	高速冷却遠心機	1式1時間につき	420円
	多本架冷却遠心機	同	220円
	超高速遠心機	同	1,010円
	オートクレーブ(100リットル)	同	330円
	大型恒温振とう培養機	同	310円
	90リットル自動培養装置	同	1,520円
	マイナス80度超低温フリーザー	同	130円
	マイナス150度超低温フリーザー	同	150円
	棚式大型凍結乾燥機	同	370円
	中型恒温振とう培養機	同	110円
	大容量パラレル遠心エバポレーター	同	1,150円
	酸・塩基系ドラフトチャンバー	同	580円
	ハイスループット遠心エバポレーター	同	530円
	分光光度計	同	180円
	小型自動分注器	同	710円
	正立蛍光顕微鏡	同	720円
	微量高速冷却遠心機	同	200円
	超高速液体クロマトグラフシステム	同	1,850円
	細胞解析装置	同	2,020円
	ケミルミ検出器	同	220円
	デジタルPCR	同	410円
	DNA断片化装置	同	310円
	マイクロプレートウォッシャー	同	220円
	マイクロチップ型電気泳動解析装置	同	270円
	パルスフィールド電気泳動装置	同	570円
	マイクロプレートリーダー	同	250円
	低圧クロマトグラフィ	同	460円
	サーマルサイクラー	同	190円
	コロニーピッカー	同	450円
	10リットル自動培養装置	同	620円
	連続遠心機	同	650円
	連続遠心機(HEPAフィルター搭載型)	同	840円
	天然物サンプル抽出用全自動HPLC	同	1,910円
高速溶媒抽出装置	同	700円	

	ロータリーエバポレーター	同	620円
	有機系ドラフトチャンバー	同	740円
	バイオメディカルフリーザー	同	190円
	棚式小型凍結乾燥機	同	310円
	四重極質量分析計	同	1,850円
	キャピラリー遺伝子解析システム	同	880円
	リアルタイムPCR	同	320円
	PCRセットアップ用分注システム	同	240円
	半導体型次世代シーケンサーシステム	同	570円
	半導体型次世代シーケンサーシステム用前処理装置	同	280円
	DNA断片ゲル抽出装置	同	230円
	デスクトップ型次世代シーケンサーシステム	同	650円
	全自動秤量システム	同	500円
	粒度分布測定装置	同	310円
	ベンチトップ型細胞分析システム	同	200円
	クロマトグラフィーシステム	同	370円
	動物個別飼育制御装置	同	20円
その他機器	インクジェットプリンター	1式1時間につき	7円
大型プリンター	B0サイズスタンダード普通紙	1枚につき	420円
	B0サイズプレミアム光沢紙	同	2,620円
	B1サイズスタンダード普通紙	同	270円
	B1サイズプレミアム光沢紙	同	1,360円
	A0サイズスタンダード普通紙	同	370円
	A0サイズプレミアム光沢紙	同	2,160円
	A1サイズスタンダード普通紙	同	240円
	A1サイズプレミアム光沢紙	同	1,130円

備考

- 1 利用料金の金額が1月単位で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき、又は利用の期間に1月未満の端数があるときは、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料金の金額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。

沖縄県告示第168号

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）の一部を次のように改正する。

第1条中「各種の社会活動」を「公益性、専門性及び広域性を有する社会活動」に改める。

第2条第1項第1号中「ピア・カウンセリング」を「相談援助又はピア・カウンセリング」に改め、同項第3号中「指導者の養成又は研修の事業」を「指導者の研修事業」に改め、同項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同条に次の1項を加える。

- 4 知事は、法人その他団体が第1項各号に掲げる事業を毎年度継続して実施する場合においては、当該事業の実施初年度を含め、3年度を限度として補助することができる。この場合において、知事が特別の理由があると認めるときは、3年度を超えて補助することができる。

第3条第1項第5号中「、食糧費」を削る。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書（第1号様式の3）

第4条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「第1号様式の3」を「第1号様式の4」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 収支予算書

第5条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交付申請書に係る事業の公益性、専門性及び広域性

第1号様式中

「 (2) 事業計画書及び収入支出予算書

(3) 障害者団体活動記録台帳（第1号様式の3） 」

を

「 (2) 沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書（第1号様式の3）

(3) 収入支出予算書

(4) 障害者団体活動記録台帳（第1号様式の4） 」

に、「(4) 法人格」を「(5) 法人格」に、「(5) 社会活動推進補助金」を「(6) 社会活動推進補助金」に改める。

第1号様式の3を第1号様式の4とし、第1号様式の2の次に次の1様式を加える。

第1号様式の3（第4条関係）

沖縄県障害者社会活動推進事業の事業計画書

1 団体名	2 事業名 ----- 事業番号
3 事業計画	
(1) 対象地域 -----	
(2) 対象者 -----	
(3) 事業の必要性 -----	
(4) 事業の効果 -----	
(5) 事業の実施時期及び内容	
実施時期	内容

注 3(5)の「事業の実施時期及び内容」については、具体的な時期が確定していない場合には、事業の実施を予定する年月を記入すること。

第2号様式、第3号様式及び第5号様式中「沖縄県指令福」を「沖縄県指令子」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、改正後の沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の規定は、平成28年度の予算から適用する。

沖縄県告示第169号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 種付けの用に供する雄牛及び豚
結核病	牛及び山羊	(1) 搾乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛及び山羊 (2) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	(1) 繁殖の用に供する雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬 (2) 種付けの用に供する雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬 (3) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 (4) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、ブロイラー及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろ鳥
家きんサルモネラ感染症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	みつばち	みつばち

4 期日及び場所

(1) 期日 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）、エライザ法及び補体結合反応検査
結核病	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ感染症	血清平板凝集反応法
腐蝕病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第170号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛

アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

(1) 期日 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

沖縄県告示第171号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成28年3月18日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人 沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成28年4月12日から同年5月29日まで
- 4 観覧料の額
企画展文化勲章受章記念「志村ふくみ—母衣への回帰—」

区分	観覧料の額（1人につき）		
	個人の場合	団体の場合	
美術館施設	一般	1,200円	960円
	大学生及び高校生	800円	640円
	中学生及び小学生	600円	480円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第172号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項及び第19条第3項において準用する第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金を承認した。

平成28年 3月18日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料及び利用料金の適用年月日 平成28年 4月 1日
- 4 観覧料の額
 - (1) 常設展

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	410円	330円
	大学生及び高校生	260円	210円
	中学生及び小学生	150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	310円	250円
	大学生及び高校生	210円	170円
	中学生及び小学生	100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。
- (2) 1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展、企画展及び特別展	3,700円	2,300円	1,200円（県内の中学生及び小学生にあっては、850円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	3,900円	2,600円	1,300円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,000円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

5 利用料金の額

(1) 施設利用料金

ア 博物館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,330円
	入場料を徴収する場合	87,990円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	38,410円
	入場料を徴収する場合	115,220円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,720円
	入場料を徴収する場合	29,160円
講座室	入場料を徴収しない場合	17,170円
	入場料を徴収する場合	51,510円

イ 美術館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
県民ギャラリー1		8,580円
県民ギャラリー2		7,940円
県民ギャラリー3		7,940円
県民ギャラリースタジオ		8,850円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,060円
	入場料を徴収する場合	21,170円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,560円
	入場料を徴収する場合	22,680円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	33,070円
	入場料を徴収する場合	99,190円
企画展示室2	入場料を徴収しない場合	41,020円
	入場料を徴収する場合	123,080円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,830円
	入場料を徴収する場合	29,480円

ウ その他施設利用料金

区分	利用料金の額（1時間につき）

講堂	入場料を徴収しない場合	3,680円
	入場料を徴収する場合	11,010円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、会費整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 利用料金が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

(2) 附属設備利用料金

ア 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	330円
	花台	1台	110円
	司会台	1台	160円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,080円
	コンデンサーマイク	1本	330円
	ワイヤレスマイク	1本	650円
	ダイナミックマイク	1本	220円
	ビデオテープレコーダー	1台	760円
	DVDプレーヤー	1台	1,350円
	CD、MDプレーヤー	1台	430円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,350円
照明器具	ボーダーライト	1列	330円
	サスペンションライト	1列	540円
	アッパーホリゾンライト	1列	760円
	シーリングライト	1列	650円
	センターピンスポットライト	1台	430円
その他	書画カメラ	1台	860円
	ビデオプロジェクター	1台	1,510円
	電動スクリーン	1式	1,190円

備考 附属設備利用料金は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

イ 冷房設備の利用料金

区分		単位	利用料金の額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	650円
	特別展示室	1時間までごとに	850円
	実習室	1時間までごとに	200円
	講座室	1時間までごとに	350円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	180円
	県民ギャラリー2	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリー3	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに	190円
	県民アトリエ	1時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1時間までごとに	170円
	企画展示室1	1時間までごとに	730円
	企画展示室2	1時間までごとに	910円
	講座室	1時間までごとに	210円
その他施設	講堂	1時間までごとに	610円

沖縄県告示第173号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 国頭村
- 2 事業の種類 国頭村幼保連携型総合施設整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名門口原地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

国頭村幼保連携型総合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は地方公共団体である国頭村が事業主体となって、起業地内に幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の用に供する施設を建設する事業であるところ、当該施設は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

国頭村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

国頭村にある公立保育所2箇所及び公立幼稚園1園（以下「旧施設」という。）は、建築から30年

以上が経過し老朽化が進んでいるため、天井裏及び壁の鉄筋が腐食し、コンクリート片が落下するなど、旧施設に通う子どもの安全確保が困難な状況となっている。また、旧施設のうち一部は、海岸近くに位置しているため、津波等の災害時において子どもの安全確保が困難な状況である。さらに、国頭村では子育て世代である若年層が求める多様な保育ニーズに対応したサービスの提供等が十分でないことから、都市地区へ若年層が流出しており、その解消が強く望まれている状況である。

本件事業は、このような状況に対応するため、老朽化する旧施設を統合し、就学前の幼児教育及び保育を一体的に行える機能を担う幼保連携型認定こども園を整備するものであり、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、就労中の保護者の負担軽減をはじめ、育児及び仕事の調和、質の高い幼児教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供し、国頭村内で安心して子育てできる環境を整えることを目的としている。また、幼保連携型認定こども園に通わない子どもの家庭も含め、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に適切な遊び及び生活の場を与えるための施設、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための子育て相談等を行う施設並びに家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について一時的に預かり保護を行う施設の整備も併せて予定しており、子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図り、地域一体となって子育て及び子育て支援を行うものである。

本件事業の施行により、海岸地域に位置し、かつ、老朽化している旧施設に通う子どもの安全が確保できることに加え、子どもの成長支援、子育て支援の充実及び子育ての環境整備が図られるため、国頭村内の子育て世代が求める多様な保育ニーズに対応したサービスを提供することができ、子育て世代である若年層等の定住促進につながることも期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、自然と触れ合える環境が整った場所、立地場所の安全性、利用者の利便性等の観点から4案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、旧施設は老朽化が進んでいること及び旧施設の一部は海岸近くに位置し、津波等の災害時において児童の安全を確保することが困難であることから、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 国頭村福祉課

沖縄県告示第174号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 河川の名称 小湾川水系小湾川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 小湾川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置
 - (1) 右岸 浦添市字宮城314番2地先から字大平103番2地先まで
 - (2) 左岸 浦添市字宮城469番2地先から字大平399番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び所在地 浦添市 浦添市安波茶一丁目1番1号
 - (2) 代表者 道路管理者 浦添市長 松本哲治
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成2年10月22日から道路が存続する日まで

沖縄県告示第175号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 河川の名称 比謝川水系比謝川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 比謝川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 沖縄市字知花37番2地先から字知花50番2地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び所在地 沖縄市 沖縄市仲宗根町26番1号
 - (2) 代表者 道路管理者 沖縄市長 桑江朝千夫
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成5年8月23日から道路が存続する日まで

沖縄県告示第176号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 河川の名称 牧港川水系牧港川

- 2 河川管理施設の名称又は種類 牧港川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 浦添市牧港四丁目594-4番地先から牧港四丁目646-1番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び所在地 浦添市 浦添市安波茶一丁目1番1号
 - (2) 代表者 道路管理者 浦添市長 松本哲治
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成11年12月17日から道路が存続する日まで

沖縄県告示第177号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 河川の名称 石川川水系石川川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 石川川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 石川市字石川2254番地先から字石川2416-3番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び所在地 うるま市 うるま市みどり町一丁目1番1号
 - (2) 代表者 道路管理者 うるま市長 島袋俊夫
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成14年5月27日から道路が存続する日まで

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 南部合同庁舎 I P 電話機器等の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成28年4月1日現在において5年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) I P 電話システムの構築又は運用に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申

請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ IP電話システムの構築又は運用に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配布場所及び入手するための手段 沖縄県総務部管財課ホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県総務部管財課庁舎管理班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2106

(3) 申請書等の受付期間 平成28年3月28日（月曜日）から同年4月13日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成28年7月31日（日曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する南部合同庁舎IP電話機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 南部合同庁舎IP電話機器等の賃貸借 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成28年3月18日付け沖縄県公報定期第4429号に登載）により入札参加の資格を有すると認められた者
 - (2) I P電話システムの構築又は運用業務及び障害対応業務体制証明書を平成28年4月13日（水曜日）までに4(2)の場所に提出し、I P電話機器等（以下「機器等」という。）の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、1日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
 - (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成28年4月13日（水曜日）までに4(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- 3 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を平成28年4月13日（水曜日）までに4(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
 - (2) 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は2(1)に該当する者であること。
 - (3) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
 - (4) 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあつては30パーセント以上、3社の場合にあつては20パーセント以上でなければならない。
 - (5) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。
 - (6) 共同企業体として2(2)及び2(3)の要件を満たすこと。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成28年3月28日（月曜日）から同年4月13日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県庁舎5階総務部管財課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2106 ホームページ<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/kanzai/index.html>
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年4月27日（水曜日）午後1時30分
 - (2) 場所 沖縄県庁舎5階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年4月8日（金曜日）から同年4月18日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 4(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県総務部管財課庁舎管理班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2106

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時までに5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成28年4月27日(水曜日)午前11時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎5階総務部管財課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Bids to be tendered
Lease of network equipment for the IP phone system at Okinawa Prefectural Government.
- (2) Please refer to explanation about names, quantities of leased explanatory, delivery period and place in the pamphlet and booklet.
- (3) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From March 28, 2016 through April 13, 2016 (Except for Saturday and Sunday)
Place: Okinawa Prefectural Government Building 5th floor, Property Management Division,
Department of General Affairs 1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (4) Bid due date and time
April 27, 2016 (Wednesday) 1:30 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Wednesday April 27, 2016.)
- (5) Bid opening
Date & Time: April 27, 2016 (Wednesday) 1:30 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 5th floor, 2nd Meeting Room
- (6) Division in charge
Property Management Division
Department of General Affairs
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone number 81-98-866-2106

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 2・2・平5号 根間公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年6月18日 沖縄県指令南土第705号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字豊見城530番4ほか3筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保259番地コンフォートNORI204号 外間重信
- 5 検査済証番号 平成27年12月22日 N第622号
- 6 工事完了年月日 平成27年8月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月31日 沖縄県指令南土第817号、平成27年5月1日 沖縄県指令南土第569号（変更）、平成27年12月24日 沖縄県指令南土第1300号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字本部99番及び99番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平744番地6キャッスルウスクドー301 新城智也、南風原町字宮平744番地6キャッスルウスクドー301 新城菜々子
- 5 検査済証番号 平成28年1月15日 N第624号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月17日 沖縄県指令南土第920号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡橋名64番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長103番地ハピネスゆき203 橋本尚武
- 5 検査済証番号 平成28年1月19日 N第625号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月12日 沖縄県指令南土第1314号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武1389番
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字喜屋武5番地キャロットハウス302 横井直彦
- 5 検査済証番号 平成28年1月19日 N第626号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年3月24日 沖縄県指令南土第297号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄109番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字友寄901番地1 コーポラス大城202 平良敦、八重瀬町字友寄901番地1 コーポラス大城202 平良朋江
- 5 検査済証番号 平成28年1月27日 N第627号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年7月8日 沖縄県指令南土第755号、平成28年1月15日 沖縄県指令南土第18号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原湧当原3552番1及び3596番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原3596番地 玉寄兼勇、与那原町字板良敷118番地の1 レジデンス崎原301 前兼久盛敏
- 5 検査済証番号 平成28年1月29日 N第628号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年8月27日 沖縄県指令南土第909号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数106番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名護市字伊差川847番地オアシス池宮103号室 田場秀樹
- 5 検査済証番号 平成28年2月5日 N第629号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年8月7日 沖縄県指令南土第850号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波伊良波原47番8
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇447番地2ヒカリハウス201号 町田清美
- 5 検査済証番号 平成28年2月5日 N第630号
- 6 工事完了年月日 平成27年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年2月6日 沖縄県指令南土第106号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄194番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1428番地3 グレイスハイム302号 上原彦次
- 5 検査済証番号 平成28年2月9日 N第631号
- 6 工事完了年月日 平成28年2月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月18日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月7日 沖縄県指令南土第1094号、平成28年2月5日 沖縄県指令南土第108号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字名城142番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目428番地グリーンプレイス101号 又吉真義
- 5 検査済証番号 平成28年2月10日 N第632号
- 6 工事完了年月日 平成27年10月15日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 財務会計システム2004用機器等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成28年3月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類及びコンピュータシステム用機器類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書

- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県出納事務局会計課ホームページからダウンロードすること
イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県出納事務局会計課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2471
- (3) 申請書等の受付期間 平成28年3月25日（金曜日）から同年4月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成29年3月31日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する財務会計システム2004用機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年3月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
(1) 調達する物品等の名称及び数量 財務会計システム2004用機器等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書による。
(3) 納入の期限 入札説明書による。
(4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
(1) 入札に参加する者に必要な資格
ア 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成28年3月18日付

- け沖縄県公報定期第4429号に登載)により入札参加資格を有すると認められた者
- イ 端末機等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書平成28年4月15日(金曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、端末機等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに端末機等に障害が発生した場合、24時間以内に技術者を派遣し対応できることを証明した者
- ウ 納入しようとする端末機等の機能等証明書を平成28年4月15日(金曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、納入予定の端末機等の性能等が入札説明書に定めた事項の全てに適合することを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて手交又は沖縄県ホームページよりダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成28年3月25日(金曜日)から同年4月15日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県出納事務局会計課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2471
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成28年3月25日(金曜日)から同年4月27日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所又は沖縄県ホームページ
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年4月28日(木曜日)午後3時
- (2) 場所 沖縄県庁1階 物品管理課入札室(会計課隣)
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年3月25日(金曜日)から同年4月27日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、交付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所又は沖縄県ホームページ
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県出納事務局会計課
 (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2471
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 (1) 言語 日本語
 (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
 電報及び電送による入札は、認めない。
 (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 ア 期限 平成28年4月27日(水曜日)午後5時
 イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県出納事務局会計課に提出すること。
 (3) 最低制限価格 設定しない。
 (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 (1) THE NAME OF THE SPECIFIC SERVICES TO BE PROCURED AND QUANTITY
 Lease of terminal units for the financial business system at Okinawa Prefectural Government.
 (This includes duties concerning installation and set-up.)
 (2) DELIVERY DUE DATE
 Will be specified on our explanatory pamphlet.
 (3) BID OPENING
 3:00 p.m. April 28, 2016
 (4) POINT OF CONTACT
 Accounting Division, Treasury Bureau, Okinawa Prefectural Government
 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
 Telephone number 098-866-2471

発行所
 沖縄県総務部
 総務私学課
 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 ちとせ印刷
 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号